

生垣用樹種（例）

ベニカナメモチ（レッドロビン） キンメツゲ



キンモクセイ



キンマサキ



シルバープリベット



トキワマンサク（赤花）



植栽イメージ（イヌマキ）

この他にも日当たりなど敷地の条件に応じた様々な樹種があります。

ブロック塀等から生垣への転換について

当協会では既存のブロック塀を撤去して生垣を設置する場合は、助成対象外です。

既存のブロック塀等を撤去して生垣等を新設する場合は、横浜市建築局の「ブロック塀等改善事業」をご活用ください。



横浜市建築局企画部建築防災課

- TEL：045-671-2930
- HP：横浜市「ブロック塀等改善事業」



緑の街づくりは あなたの庭から

お申し込み お問い合わせ

公益財団法人 **横浜市緑の協会**
施設課 緑化推進係

〒231-0021 横浜市中区日本大通58 日本大通ビル2階

TEL 045-228-9470 FAX 045-641-0821

令和2(2020)年5月

生垣助成のご案内

緑の街づくりのために
美しい生垣へ



公益財団法人
横浜市緑の協会

もっと 緑あふれる街に

生垣設置助成のご案内

よこはま緑の街づくり基金では、街の緑をふやし、快適な生活空間を生み出すために、生垣づくりを進めています。市民のみなさんのご自宅の道路に面した部分に生垣を設置する場合、助成いたします。



助成対象

戸建住宅（店舗併用住宅を含む）で道路に面した長さ3m以上の生垣を新設する場合に助成します。

なお、助成を受ける方は、当協会と生垣の保全に関して「緑の街づくり協定（5年間）」を締結していただきます。

助成金額

居住する住宅に生垣を新設する場合

1m当り上限**6,000円**（限度額 70,000円）

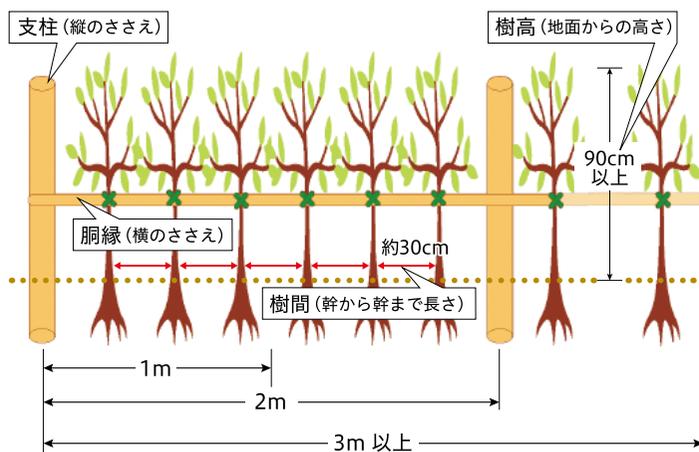
ただし、施工費が1m当り6,000円未満の場合は実費（支出した金額）とします。

いずれも、助成額は70,000円を限度とします。



生垣を新設する場合は以下の植栽基準をお守りください。

- ① 樹高 90 cm以上
※塀やフェンス等で覆われている場合は道路側から見て塀等の上面から見える高さが90 cm以上必要となります。
- ② 樹木の密度は 1mに 3 本程度（樹間約 30 cm）
- ③ 支柱・胴縁を必ず設置してください。
（支柱はおおよそ 2m毎に設置）
- ④ 植栽樹木は生垣に適した種類とし、つる性植物は除きます。



手続きの流れ

「申請」から「助成」までの手続きは、つぎのとおりです。

1

申請者

問い合わせ・申請書の請求

下記へ戸建居住者がお電話でお申し込みください。請求後、パンフレット・案内書を郵送します。

2

申請者

申請書記入

申請書に必要事項を記入し、植栽着工前の写真を添付のうえ、当協会にご郵送ください。
※ 事前着工は助成の対象とならないためご注意ください。

3

協会

事前検査・申請書審査

申請書を審査し、設置予定場所を確認して承認判定をします。承認判定に約1か月かかります。その後、通知書と完了報告書を郵送します。
※ 生垣設置事業実施承認通知書を受領後50日以内に植栽を行ってください。

4

申請者

完了報告書の提出

生垣が設置完了しましたら、完了報告書に必要事項を記入のうえ、完成した写真を添付して、ご郵送ください。

5

協会

生垣設置完了検査

生垣検査に伺います。完了確認承認に約1か月かかります。その後、①合格及び支払決定通知 ②協定書2通 ③請求書 ④標識等を郵送します。

6

申請者

協定書・請求書の返送

協定書2通に捺印し、1通と請求書を協会にご返送ください。

7

協会

助成金支払

請求者の指定する口座に助成金を振り込みます。